

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時34分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第74号 平成24年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第74号 平成24年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第76号 遊佐町子どもセンター（仮称）新築工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 子どもセンター（仮称）新築工事に係る請負契約の一部変更についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。まず、常任委員会では変更についての工事にかかわるものについて一応資料を提示いただいてちょっと見させていただきましたが、太陽光発電の設置については理解をできますが、これは1,400万円ぐらいだというふうなお話を今担当者の方からはお聞きをしてきましたが、その他といいますが、建築関係で例えば9番から19番あるいは外構関係の1、2、3、9、10というふうな形について少しお聞きをしたいと思います。外装工事は、外装の変更となっています。これが9です。11は、金属建具工事、建具の仕様変更。これ全部お話ししますと時間がかかりますので、もろもろ仕様の変更、設置の変更などの形でいわゆる変更なのだというふうなことでありますが、変更をせざるを得ない事情というのはどこにあるのか、そしてできれば9番から19番までの変更前と変更後の金額というのはどのようになっているのか。それから、外構関係の変更前の工事と変更後の工事というのはどのようになっているのか、大きく分けてこの2点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

76号の子どもセンター（仮称）新築工事に係る請負契約の一部変更についてでございます。総額で3,773万7,000円の増額ということでございます。主なものはお手元にある中では、1つは太陽光発電の設置でございます。もう一つは、建具、窓サッシの変更、これにつきましてはお手元の資料の11番の金属建

具工事ということで、遮熱高断熱複層ガラス、いわゆるこれまでの設計上の中ではガラス窓につきましては1枚窓ガラスのようでした。これに伴って建築の位置、場所とかよくそこを見ますと、かなり風が強くとそこに当たるとかということも考えられまして、中の暖房効率を上げようかというようなこともありまして、ペアガラスということで変更をお願いしているものでございます。あと、中には12番には木製建具工事ということでありますけれども、仕様の変更でございまして、ポリエステル製の合板ではなく、メラミン製の合板、いわゆる木調の少しグレードの高いものにとということで仕様をお願いしているところでございます。あと、外部階段の工事というのは、センターから外へ出るところにコンクリートで階段それぞれ外への出口ということでつくっておりますけれども、その部分についてタイル張りという形に、滑りどめをつけたようなタイル張りにして変更をしたいということでございます。それから、主なものとして、あと機械設備の中の給水設備工事、ここに給水緊急ポンプの設置というようなことでございます。これは、一応センターのトイレの水の使用につきましては、一応雨水等を利用する設計でございまして、これについての緊急ポンプの設置ということで補助用のポンプを1つここで設けて、雨水を利用しているトイレを使用しようということでございます。それから、外構工事等につきましてはアスファルト塗装、駐車場と、それから周りのアスファルトでございまして、通常のアスファルトではなくて、浸透性のある、少し雨が中に入っていくというのですが、浸透性のある塗装に変えるということでございます。近年の集中豪雨というのですが、かなり強い雨が降りますと、雨の流れが相当側溝に直接多くいっばい行くと、すぐあふれるという可能性もなきにしもあらずというようなこともありまして、少しでも緩衝的に和らげようというようなこともありまして、浸透性のということで考えて変更をお願いしたいところでございます。それぞれの建築と電気機械、それぞれの変更前と変更後というようなことでございましたけれども、その対比についての資料をちょっと今持ち合わせてございません。大変申しわけないのですが、それぞれ単価については今ここでおよその単価は申し上げることができませんけれども、例えば11番の耐熱ガラスの部分については700万円ほどとか、外装工事は300万円ほどでございまして、それから、今の言った雨水利用ポンプの部分については、ポンプの設置については9万4,000円とか額が少ないのから多いのからでございます。それから、一番もう一つ追加となるような形になりますけれども、10番の一番下のサイクルポート、ライズルーフ設置工というのがございまして、これは、最初のほうのサイクルポートにつきましては自転車置き場でございまして、ただ、自転車置き場、最初設置予定がなかったのですけれども、当然自転車で来る子供たちとかいるわけですので、自転車置き場の設置を考えました。この設置につきましても死角がなくなるような形ということで、全て透明のボードで自転車置き場を設置しようということで、全て透明のボードで予定しております。それから、ライズルーフ設置工ということでございまして、これは、入り口の屋根の部分車を横づけしても雨にぬれないように少し延ばすというような形で調整をさせてもらったところで、追加で少し延ばすというようなことでお願いしているところでございます。この2つ合わせて300万円というようなことで、金額的にはそのような金額になりまして、太陽光発電1,400万円ほどの金額と合わせて3,700万円ほどということの変更契約をお願いしているところでございます。

よろしくお願いたします。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今質問に対して答弁をいただきましたが、これいわゆる入札が終わって落札されてから新たにこういう、もう既に工事が発注されているような状態の中で、こういったいわゆる変更等がいろいろ出てきたというわけでありませうけれども、こういったことについては本来であれば、いわゆる入札に入る前の段階でこういったことがきちんとされていなくてはならないのではないかなというふうにして思うのです。既に落札が終わって業者が発注されて工事が始まる中で、なぜ、どの時点でどうしてこういう形になって変更が出てきたのかということをおよそ1点お尋ねをしたいのと、今お話を聞いていた中では、例えばペアガラスのお話もありましたよね、ペアガラス、1枚ガラスをペアガラスに変えると。一般家庭でも今はペアガラスが当然のような時代の中で、なぜ最初からペアガラスにならなかったのかというふうな、そういう少し不思議といいますか、先ほど建築関係でもいろいろ話がありましたけれども、なかなか職員も議会もそうですが、そちらのほうには疎いような状況があるわけですが、でも、1億8,000万円でしたっけが、2億円が、最初の落札価格は、2億円強ですが、こういった工事のもう事業のいわゆる金額が決まった以降、太陽光は別です、太陽光は別ですが、でもちょっと余りかなというふうな感じもするのですが、どうして工事の変更がどの時点で出てきた、町長が答えてもらってもいいのですけれども、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(高橋冠治君) 時田町長。

町長(時田博機君) 今課長から詳細は答弁しましたけれども、基本的に、ではどういう形で来たのかということをお私から説明を申し上げたいと思います。当初予算の範囲内ということをおまずもってご理解をお願いしたいと思います。そして、入札差額を活用して、そしてその了解を得るに当たっては、国の社会資本整備総合交付金事業という形ですから、結局県にも補助金と起債等の相談をしながら、県としてはなるべく当初の予定どおり来てくださいますよというご指導をいただいたということがありました。それで、それがもしもなければ、もう起債もかえる、交付金もかえる、こういう形の中で、ではどうすればいいかと。当初は予算が足りないからソーラー、これ全協でも筒井議員から当然つけるべきではないかという提案もいただいていたのですけれども、当初の設計のトータルでは国の社会資本総合交付金の範疇からはみ出して設置ができなかったと。ペアガラス等にも、それは当初は想定してはいたけれども、要はあれもこれもそろえたいのだけれども、あれもこれもの中で遊具等の問題もあるわけですので、そこまで整えられなかったということがございました。入札やったら20%ほどの入札差額が出たということで、国県では変更は余りだめですよという形の指導を行きながら、県にも何回か当局、企画サイドと今の健康福祉で相談を申し上げながら、この変更までは認めてもらえるでしょうかという、詳細にやっぱり県と相談しながら積み上げてきたということをお理解をお願いしたいと思います。当初予算では、増額は一切ありません、子どもセンターに関しては、入札の差額の内、そして国の制度を使うものですから、それらの中でどこまで総合交付金事業に組み入れてもらえるかということ。だけれども、当初では想定していなかった差額によってソーラーとか雨水の活用だとか、また子供のサイクルポート、自転車の駐車場も、またいろんな形でペアガラスで施設的に断熱効果等もしっかり、最少の経費で最大の効果を得ることができた。これが入札がほとんど九十六、七の場合は、当初の予算しかできなかったということですが、それによって新たな付加価値をつけることができたということをお理解をお願いしたいと思います。詳細、まだ質問があればまた課長にも答弁させます。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 要するに当初予算内の範疇あるいはたしか社会資本整備事業の関係ですね、これ。そういう関係でいただける予算の範疇の中で対応をせざるを得なかったと。だから、こういう状態になったのであるけれども、結果としては落札価格が予定よりも減少になったと。そして、残金が残ったがために、その分について数千万円の対応を、これは太陽光も含めてですけれども、させていただきたいと、そういうお話であったと思います。そうすると、これは社会資本整備だけでしたっけか。そうですね。社会資本整備事業の中では、いわゆる3,000万円の上乗せまでは可能だというふうにして認識をしてよろしいわけですよ。

（何事が声あり）

13番（伊藤マツ子君） そういうふうにして認識をしました。そうすると、最初の段階の予算のあり方が少しちょっと気になるといいますか。というのは、これは当初予算よりも最初の段階では安く落札はできたわけですが、これが当初予算すれすれの落札価格として、まず一般的な話として聞いていただきたいのですけれども、なった場合にはペアガラスだとかあるいは暖房設備だとか、そういったたぐいのものについては予算をつぎ込まれない可能性もあるわけですよ。一般的な話として、必ずしもこれに適應するのではなくて、一般的な話にした場合には予算の範疇の中で国の社会整備資本交付金でしたっけか、その交付金を活用する段階の計画のあり方に少し不足分を生じるような計画だったのかなというふうにして受けとめてよろしいのかどうなのか、そうではないのかどうなのか。言っている意味、ちょっとわかりますでしょうか。要するに最初の予算のとり方。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） 事業とすれば設計者が設計単価として見てきたものをまさに技術的な蓄積がないわけですから、それはそれとしてよしとやってきたわけですが、例えば今議員おっしゃったとおり当初予算、これが九十六、七%で入札があった場合には、できなかったことは全員協議会でも、いや、ソーラーとかは絶対後でもいいからつけるべきではないですかというお話もいただいていた。やっぱり町としては、今回の防災センターの太陽光発電装置も後づけなわけですが、その当時の健康福祉課長の説明、今総務課長ですが、当時は後でつけられるような準備をしておきましょうというような説明を全協のときには申し上げていたはずですよ。やっぱりそれは、もしも入札差額がなくて、ほとんど想定どおりで来た場合なんかは、後年度のまたどこかの補助金、環境省かどこかの補助金を活用しながらの厚生労働省なのではないでしょうか、そういう形で後から備えていかなければならないというような形で、決して設計自体はそんな特別安いという形ではなかったというふうに私は思っています。ただ、設計単価との差額によりまして、入札差額によりまして、思いもしていなかった環境整備がプラスにしてできたということを大変ありがたく思っています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑は終わります。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第76号 遊佐町子どもセンター(仮称)新築工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)ほか、特別会計補正予算等6件について、補正予算審査特別委員会那須良太委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会那須良太委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(那須良太君)

平成25年9月13日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 冠 治 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 那 須 良 太

審 査 結 果 報 告 書

平成25年9月11日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第63号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第64号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第66号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第67号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第68号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成25年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

2. 審査の結果及び意見

平成25年度遊佐町一般会計補正予算ほか6件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、議第63号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）、議第64号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第65号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第66号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第67号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第68号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第69号 平成25年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5から第11まで、議第71号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の設定についてほか条例案件2件、議第75号 遊佐町総合運動公園整備工事に係る請負契約の一部変更についてほか事件案件2件及び議第70号 平成24年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第71号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の設定について、本案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本町における子ども・子育て支援施策を推進すべく、遊佐町子ども・子育て会議の設置に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

議第72号 遊佐町営バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について、本案につきましては、遊佐町営バスの運行体系をスクールバスの運行体系へ変更することに伴い、現在の遊佐町営バスを廃止するため、提案するものであります。

議第73号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年に施行され、来年度から10年間住民税の均等割の税率を引き上げることとされたこと並びに地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議第75号 遊佐町総合運動公園整備工事に係る請負契約の一部変更について、本案につきましては、社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業で実施している遊佐町総合運動公園整備工事について工期及び契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案する

ものであります。

議第77号 庄内視聴覚教育協議会の廃止について、本案につきましては、主要な映像メディアの変遷に伴い、庄内視聴覚教育協議会を廃止することについて協議したため、地方自治法第252条の6の規定により、提案するものであります。

議第83号 平成25年度吹浦統合簡易水道事業第一水源浄水処理設備工事請負契約の締結について、本案につきましては、吹浦統合簡易水道事業計画に基づき、第一水源浄水処理設備工事についての請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

議第70号 平成24年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成24年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月24日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

決算の概要につきましては、一般会計ほか6件は会計管理者より、水道事業会計につきましては、企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件3件、事件案件3件、平成24年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第71号について、本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 議第71号 遊佐町子ども・子育て会議設置条例の設定についての概要について若干述べさせていただきます。

子ども・子育て支援事業は、現在次世代育成支援行動計画により進められております。この計画は、平成26年度までの計画でありまして、平成27年度からは子ども・子育て支援事業計画により進めることとなります。平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法では、市町村が行う子ども・子育て支援事業に関する附属機関として条例で設置することが努力義務と課せられております。また、国の通知等において平成25年度の早い時期に設置、努めるよう要請がなされていることから、今回条例を制定するものでございます。この会議は、当面本町の子ども・子育て支援事業計画の作成のために多方面からご意見を伺い、また審議、最近のニーズに合っているか等を確認しながらの役割を担うものでございます。

条例の中身につきましては、第2条のところで組織としまして、委員数16人以内ということで、委員は子ども・子育て支援にかかわる福祉、教育分野等の関係者で構成し、町長が任命されるということになります。

第3条で所掌につきましては、子ども・子育て支援事業に関する会議の所掌事項について規定しております。

第4条、任期、委員の任期は2年というふうに規定しております。

以下、第5条では会長、副会長の任命、第6条、会議の招集、第7条、庶務、第8条、委任ということで、全8条の条例構成となっております。

よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について会計管理者より説明を求めます。

富樫会計管理者。

会計管理者（富樫博樹君） それでは、私から一般会計を初めとします平成24年度遊佐町各会計歳入歳出決算の概要について、決算書に基づきましてご説明申し上げます。

最初に認第1号 平成24年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成24年度の歳入決算額は72億2,843万5,899円、歳出決算額は67億5,941万6,009円となり、歳入歳出差引額は4億6,901万9,890円になったところであります。

これからは1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げや繰り下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から平成25年度に繰り越すべき、財源3,898万6,000円を差し引きした実質収支額は4億3,003万4,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。

歳入は、前年度に比較し6億8,300万8,000円の減で、72億2,843万6,000円の決算となりました。その主なもので増額になった区分は、町税で7,335万5,000円であります。また、減額になった区分は国庫支出金1億4,728万9,000円、地方交付税4,145万7,000円、県支出金5,917万6,000円、地方譲与税614万6,000円等となっております。

次に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

町税全体では、前年度決算額に比較し7,335万5,000円、6.1%増の12億8,056万8,000円となりました。

その中の主な税目では、個人町民税が4億4,625万1,000円で8.1%の増、法人町民税が6,436万7,000円で6.9%の減、町民税全体では前年度決算額の5.9%増で、5億1,061万8,000円となりました。

固定資産税は7.9%増の6億5,036万円であり、うち、国有資産等所在交付金は460万1,000円となっております。そのほか、軽自動車税4,120万2,000円、たばこ税6,456万1,000円、入湯税1,355万4,000円等となっております。

地方譲与税は6.1%の減の9,486万8,000円、地方消費税交付金は2.1%減の、1億1,712万4,000円となりました。

地方特例交付金は、87.5%減の237万2,000円となっております。また、地方交付税は1.2%減の33億1,386万8,000円となったところであり、歳入に占める割合は前年度より3.4ポイント増の、45.8%であります。

国庫支出金は、1億4,728万9,000円、24.9%減の4億4,486万円となりました。

また、県支出金は5,917万6,000円、12.3%減の4億2,090万3,000円となっております。

繰入金は、前年度決算額に比べまして、1,629万6,000円の減で3,773万6,000円となりました。

町債につきましては、前年度決算額7億5,860万円に比べまして1億7,040万円、22.5%の減で、5億8,820万円になったところであります。

町債の内容につきましては、事項別明細書に記載されておりますが、減額になったものは、土木債が

3,620万円の減で3,730万円、商工債が2億730万円の減で3,380万円、教育債が2,750万円の減で7,500万円、臨時財政対策債は940万円減の2億7,760万円となりました。

一方増額になったものは、総務債が皆増で4,500万円、民生債が2,500万円増の4,250万円、農林水産業債が2,110万円増の3,210万円、消防債は1,800万円増の4,400万円となっております。

地方債の歳入決算額に占める割合は8.1%で前年度に比べまして1.5ポイントの減となりました。

そのほかの歳入決算額は、利子割交付金269万4,000円、12.5%の減、配当割交付金138万9,000円、6.6%の増、株式等譲渡所得割交付金40万円、4.5%の減、交通安全対策特別交付金230万6,000円、7.3%の減、分担金及び負担金530万円、26.0%の減、使用料及び手数料8,952万6,000円、5.9%の減、財産収入1,451万4,000円、4.4%の増、寄附金351万9,000円、23.8%の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出は、前年度決算額と比べまして6億4,639万5,000円、8.7%の減で、67億5,941万6,000円となりました。

款別で増となったものは、総務費で10億55万円、19.6%の増、民生費で17億3,150万8,000円、0.9%の増、消防費3億8,355万1,000円、8.8%の増であります。

一方、減少したものは、議会費で9,921万4,000円、9.4%の減、衛生費3億2,867万1,000円、7.5%の減、農林水産費3億7,011万1,000円、2.5%の減、教育費8億2,845万5,000円、12.1%の減、労働費2,814万5,000円、54.9%の減、公債費8億7,858万5,000円、16.6%の減となっております。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。

義務的経費の、人件費・扶助費・公債費は、前年度決算額に比較しまして5.1%減の27億9,787万9,000円であり、決算額に占める割合は1.6ポイントふえまして41.4%であります。

また投資的経費は、43%減の6億1,396万7,000円であり、歳出総額に占める割合は5.6ポイント減少し9.1%となりました。

以上のほか、物件費・補助費・繰出金等では、前年度決算額より2,443万8,000円、0.7%減の33億4,757万円であります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

財政構造が、町の行政需要に対応し得るような弾力性があるか、どうかの経常収支比率は、前年度比で1ポイント上がって77.4%になっております。

さらに、公債費比率は、前年度比で0.6ポイント下がって7.3%、公債費負担比率は4.3%減の13.4%となっております。起債制限比率は、前年度より1.1ポイント下がって5.9%でありました。

次に、地方債現在高について申し上げます。

平成24年度末の、地方債現在高は74億7,243万6,000円で前年度に比較して1億7,525万7,000円の減額となりました。

次に、積立基金現在高について申し上げます。

平成24年度末の現在高は、財政調整基金・減債基金・特定目的基金を合わせて、20億3,957万2,000円で、前年度より3億5,663万8,000円の増額になっております。

以上が一般会計であります。

次に認第2号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模で歳入総額は前年度決算額より3,978万9,000円、2.0%増の20億1,043万9,000円でありました。歳出総額は、前年度決算額より1億1,496万9,000円、6.6%増の18億5,949万5,000円となりました。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億5,094万4,000円となったところでありました。

歳入の主なもので、増額になったものは、国民健康保険税で前年度より8.6%増の3億9,199万9,000円、県支出金で前年度より37.7%増の9,486万円、療養給付費等交付金で前年度より30.9%増の1億4,165万3,000円、前期高齢者交付金で前年度より30.9%増の3億2,259万円、繰越金で前年度37%増の2億2,612万4,000円となっております。

増額になったものは、国庫支出金で前年度より16.1%減の3億8,105万2,000円、繰入金で前年度より31.9%減の2億3,984万9,000円となっております。

歳出の主なもので、増額になったものは保険給付費で前年度より0.2%増の10億8,982万6,000円となり歳出総額の58.6%となりました。

また、後期高齢者支援金等は5.0%増の2億536万5,000円、基金積立金は1億7,431万5,000円となっております。

介護給付金は前年度より4.0%増の1億1,196万7,000円等でありました。以下、保健事業費1,618万2,000円、諸支出金2,016万円、基金積み立てで1億48万9,000円となっております。

一方減額になったものは、総務費で前年度より3.8%減の4,320万8,000円、介護納付金で2.1%減の1億956万4,000円等でありました。

次に認第3号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額を39.7%下回る1億8,449万4,000円、歳出規模では前年度決算額を46.3%下回る1億4,985万7,000円でありました。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,463万7,000円となったところでありました。

歳入の内容は、使用料及び手数料8,821万3,000円、前年度比1.6%減、繰越金2,702万3,000円、前年度比20.2%の増であります。

以下、分担金及び負担金406万円、財産収入13万3,000円、繰入金153万6,000円等であります。

歳出では、総務費が1,422万2,000円、前年度比で2.8%の減、維持費が1億2,415万円、前年度比51.2%の減となっております。公債費は1,148万5,000円で前年度比11.5%の増となっております。

続いて認第4号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額では、前年度決算額に比較し7.5%減の6億3,952万6,000円で、歳出総額は、前年度決算額の8.7%減の6億1,076万1,000円でありました。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,876万5,000円でありました。

歳入の内容は使用料及び手数料が1億4,339万8,000円で前年度比2.6%の増、繰入金3億2,250万円で前年度比7.3%の増、国庫支出金が6,830万円で前年度比31.4%の減、分担金及び負担金は2,065万2,000円で前年度比31.8%の減、繰越金2,263万8,000円で前年度比47.6%の減等となっております。

歳出では、総務費8,003万4,000円で前年度比1.9%の増、下水道建設費が1億5,004万円で前年度比33.4%の減、公債費が3億8,068万7,000円で前年度比4.4%の増となっております。

次に、認第5号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額に比較し6.8%減の9,467万8,000円、歳出総額は前年度比決算額に比較し3.4%減の9,032万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに435万1,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,059万2,000円で前年度より5万5,000円の増、分担金及び負担金が87万円で前年度より4万7,000円の減、繰入金が6,500万円で前年度より100万円の減等となっております。

歳出は公債費6,854万円で前年度より106万2,000円の増、総務費2,178万6,000円で前年度より420万1,000円の増となっております。

続いて認第6号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額から5.8%増の18億318万3,000円であり、歳出総額は、前年度決算額を5.1%上回る17億4,636万円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,682万2,000円あります。

主な歳入内訳は、保険料が3億1,935万9,000円で前年度比29.0%の増となりました。

国庫支出金は4億4,061万1,000円で前年度比4.4%の増、支払基金交付金は4億8,313万1,000円で前年度比1.4%の増、県支出金は2億5,532万4,000円で前年度比6.4%の増、繰入金は2億6,220万6,000円で前年度比2.9%の減、繰越金は4,243万7,000円で、前年度比33.8%の減となりました。また、使用料及び手数料は5万2,000円、財産収入3,000円、諸収入6万円となっております。

歳出では、歳出総額の94.5%を占める、保険給付費が16億4,972万3,000円であり、前年度と比較して7,080万3,000円、4.5%の増となりました。

ほかに総務費4,095万7,000円、諸支出金2,117万円、地域支援事業費は2,457万5,000円となっております。

最後に、認第7号 平成24年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は歳入総額で、前年度決算額から5.5%増の1億7,077万1,000円であり、歳出総額は、前年度決算額から0.1%減の1億5,486万9,000円あります。

歳入歳出差引額、実質収支額は同額の870万1,000円あります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が8,807万2,000円、前年度対比7.5%の増、繰入金は一般会計から7,453万4,000円、3.6%の増でこの2つの項目で95.2%を占めております。そのほか、使用料及び手数料が4万1,000円、諸収入92万8,000円となったところであります。

歳出は、歳出総額の94.3%を占めます、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,608万7,000円であり、そのほか総務費が63万7,000円、諸支出金が814万5,000円となっております。

以上、平成24年度の一般会計を初めとする7つの会計について決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計等の財政分析の結果につきましては、行政報告書に記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

また、詳細につきましては、審議の過程で所管の課長をもってご説明をさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 認第8号 平成24年度遊佐町水道事業会計決算の概況について、ご説明を申し上げます。

初めに、水道事業の実績について申し上げます。

決算書の12ページ、18ページをごらんください。

現在給水人口は1万1,321人で、前年度比で176人の減少となっております。普及率は99.4%で、前年度と同ポイントです。

給水状況は、年間総配水量が126万3,090立方メートルで、前年度より4,980立方メートル、率で0.4ポイントの増となり、1日平均でも3,461立方メートルで、前年度比23立方メートルの増量となりました。

年間総有収水量は105万6,149立方メートルで、有収率については83.6%となり、前年度より1.8ポイントの減となりました。

有収率減の要因としましては、濁水対策のための定例排泥作業の強化等によるものと思われま

す。なお、18ページで示しているとおり給水原価は、252円12銭で、供給単価の271円86銭に比較し、19円74銭の供給単価高となっております。

対前年度比では、給水原価で1円45銭の増、供給単価で91銭の減となっております。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、22ページからの明細もあわせてごらんください。

収益の総額は、2億9,961万7,155円で、前年度比92.61%で、2,392万3,998円の減となりました。

その内訳は、営業収益が2億9,438万1,775円で、前年度比93.62%の2,005万4,753円の減であります。

その主体である給水収益は、2億8,712万5,443円で、前年度比97.95%の600万1,241円の減となっております。

給水収益の減収の主な原因は、東日本大震災以降の節電、節水が進んだこと、そして人口減少によるところが大きかったものと思われま

す。営業外収益については、523万5,380円で、前年度比57.50%、386万9,245円の減額であります。

収益の主なものは、例年同様の下水道使用料徴収負担金、水道加入金に加え、雑収益の施設災害共済金となっております。平成24年度において落雷による施設災害を補填する災害共済金が多かったことから、平成24年度は営業外収益全体では大幅な減となっております。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、24ページ、25ページをごらんください。

費用の総額は、2億7,022万9,346円となり、前年度比95.39%の1,305万7,002円の減額となっております。

す。

その内訳は、営業費用が2億1,464万6,944円で、前年度比95.86%、926万8,962円の減額で、取水配水給水費で前年度比102.81%、153万6,356円の増、受託工事費で前年度比23.28%、959万円の減、総係費で前年度比108.17%、167万680円の増、減価償却費で前年度比98.92%、143万4,382円の減となっております。

営業外費用については、5,509万2,921円で、前年度比93.84%、361万7,371円の減額で、企業債支利息償還の減額が主なものであります。

収益的収支の差引残高は、当年度の損益計算において2,938万7,809円の純利益となっております。

次に、資本的収支について申し上げます。

26ページをごらんください。

収入総額は3,500万円で、その内訳は全額企業債となっております。

支出総額は、1億6,134万6,735円で、その内訳は建設改良費が7,307万811円、企業債償還金が8,827万5,924円となっております。

建設改良事業費の主なものにつきましては、下水道工事に伴う老朽管更新事業、大楯浄水場電気計装設備整備事業等で、詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書、委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額1億2,634万6,735円の措置については、3ページ及び27ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額295万1,829円、過年度分損益勘定留保資金3,799万8,373円及び当年度分損益勘定留保資金8,539万6,533円をもって補填しております。

また、貸借対照表につきましては、8ページ、9ページのとおりとなっております。9ページの資本の部、6、剰余金の(2)、イ、口にありますとおり、減債積立金の平成24年度末残高は3,950万円、建設改良積立金は2億6,175万213円で、積立金合計は3億125万213円となっております。

最後に、企業債の状況についてであります。29ページに記載のとおり、企業債償還分を差し引くと当年度末の未償還残高は、14億9,037万3,581円となっております。

以上、平成24年度遊佐町水道事業会計決算について、概要を申し上げます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(高橋冠治君) 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監査委員。

代表監査委員(金野周悦君) 私から平成24年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要をご報告申し上げます。なお、計数については会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました。平成24年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、平成24年度遊佐町一般会計及び、各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を、詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。詳細については、審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますが、決算審査に当たり参考にしていただければ幸いと存

じます。

なお、1,000円未満を四捨五入により小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

平成24年度決算は、財政指標については経費削減等の努力により年々改善されてきております。収入未済額については、平成20年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されるようお願いいたします。

次に、一般会計について申し上げます。

平成24年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額72億2,843万5,899円、歳出総額67億5,941万6,009円、差引残額4億6,901万890円となっております。これを前年度と比較すると、歳入で8.4%の減、歳出で8.7%の減となっております。

以下一般会計及び特別会計については、1,000円単位で申し上げます。

平成24年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入、歳出差引額4億4,902万円から、翌年度へ繰り越すべき財源3,898万6,000円を差し引いた額4億3,003万4,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、5,662万5,000円の赤字となっており、単年度収支に、財政調整基金積立金2億3,406万5,000円と、繰上償還金1億4,542万9,000円を加えた、実質単年度収支は3億2,286万9,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は49.5%で、前年度に比較し3.9ポイントの増、投資的経費は9.1%で、前年度に比較し5.6ポイントの減となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で、義務的経費に占める割合は39.3%で、前年度に比較し0.5ポイントの減となっており、投資的経費は5.3%で、前年度比4.7ポイントの減となっております。

なお、平成24年度は町税や自動車取得税交付金等の増額により繰上償還金1億4,542万9,000円、形式的収支額4億6,902万円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅調な財政運営がなされたよううかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入額で20億1,043万9,000円、歳出額で18億5,949万5,000円、差引額1億5,094万4,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で2.0%の増、歳出で6.6%の増となっております。

なお、国保税が前年度比8.6%の増となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費の伸びている中で、国保税の収入未済額が9,134万5,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、簡易水道特別会計の決算は、歳入額で1億8,449万4,000円、歳出額で1億4,985万7,000円、差引額3,463万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で39.7%、歳出で46.3%、それぞれ減となっており、その主な理由は歳入では町債、繰入金、国庫支出金の減、歳出では維持費の減によるものとなっております。

有収率は84.7%で1.7ポイント減少しています。

今後とも効率的な給配水に努められるとともに使用料収入未済額の解消に努力されるよう望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入額で6億3,952万6,000円、歳出額で6億1,076万1,000円、差引額2,876万5,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で7.5%の減、歳出で8.7%の減となっております。

平成24年度末下水道事業債残高は51億1,000万円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画のもとに、接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入額で9,467万7,000円、歳出額で9,032万6,000円、差引額435万1,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で6.8%、歳出で3.4%、それぞれ減となっております。

今後一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努力されるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入額で18億318万3,000円、歳出額で17億4,636万1,000円、差引額5,682万2,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5.8%、歳出で5.1%、それぞれ増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入額で1億7,077万1,000円、歳出額で1億6,207万3,000円、差引額870万1,000円となっております。

高齢者福祉の充実を期したこの制度がさらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

平成24年度の事業収益は、2億9,961万7,000円、事業費用が2億7,022万9,000円で、差引額2,938万8,000円が純利益となっております。

当年度分の総配水量は、126万3,090立方メートルで、前年度比4,980立方メートル、0.4%の増、有収水量は105万6,149立方メートルで、前年度比1万8,494立方メートル、1.7%の減であり、有収率は83.6%で前年度比1.8ポイントの減であります。

また、施設利用率は、43.3%で、前年度に比較して0.3ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が3,500万円、支出が1億6,134万6,000円、差し引き不足額1億2,634万6,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金にて補填されております。

なお、平成24年度の使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率においては実質収支額も黒字であり、実質収支比率においてもプラスとなっております。また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額は黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされているものであります。

実質公債比率は、9.8%で早期健全化基準25.0%を下回っております。

将来負担比率は、63.1%で早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっています。

以上、24年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして、決算審査の概要報告を終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第12、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第70号 平成24年度遊佐町各会計歳入歳出決算8件については、恒例により小職を除く議員12名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の土門勝子議員、同副委員長に赤塚英一議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に土門勝子議員、同副委員長には赤塚英一議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時04分）